

違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等
令和3年3月9日午前8時45分49秒頃 ～同日午後2時16分59秒頃

	売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
	売付け等の価額・・・イ			買付け等の価額・・・ロ			
	単位数	価格(円)	価額(円)	単位数	価格(円)	価額(円)	
売買対当数量に係る課徴金の額の計算	50	150.89	7,544,500,000	39 ※3	150.86	5,883,540,000	
	62	150.90	9,355,800,000	50	150.83	7,541,500,000	
	35	150.92	5,282,200,000	26	150.89	3,923,140,000	
	33	150.95	4,981,350,000	50	150.90	7,545,000,000	
	37	150.96	5,585,520,000	21	150.93	3,169,530,000	
	20	150.97	3,019,400,000	75	150.98	11,323,500,000	
	115	150.99	17,363,850,000	70	150.99	10,569,300,000	
	110	151.01	16,611,100,000	104	151.00	15,704,000,000	
				27	151.01	4,077,270,000	
小計	462		69,743,720,000	462		69,736,780,000	6,940,000
売買対当数量を超える数量に係る課徴金の額の計算	39	151.38 ※4	5,903,820,000	39	151.00	5,889,000,000	
小計	39		5,903,820,000	39		5,889,000,000	14,820,000
合計							21,760,000

(※3) 金融商品取引法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第2号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(150.86円)で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる数量

(※4) 違反行為が終了してから 1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格